

木更津市高齢者保健福祉計画
第9期介護保険事業計画
(概要版)

令和6年3月
木更津市

目次

1	計画策定の背景	1
2	計画の基本的性格及び計画の期間	1
3	基本理念	2
4	第9期計画（令和6年度～8年度）における重点課題	2
5	計画の体系	4
6	基本方針及び施策の展開	6
1-1	健康づくり、重症化予防、介護予防・フレイル対策の推進	6
1-2	地域における自立した日常生活の支援	7
2-1	総合的な生活支援、医療・介護等の連携の推進	8
2-2	地域支えあい社会の強化	9
2-3	安心した在宅生活の支援	10
3-1	介護サービスの充実	11
3-2	介護保険事業の適正な運営、自立支援型ケアマネジメント及び重度化防止の推進	12
7	将来推計人口	13
8	要介護者等の推計数（1号被保険者）	14
9	介護保険対象サービスの量の見込み	15
10	介護給付費等対象サービスの事業費の見込み	16
11	介護保険料の見込み	16

1 計画策定の背景

わが国の高齢者人口は近年一貫して増加を続けており、令和7年（2025年）にはいわゆる団塊世代が75歳以上となり、国民の4人に1人が後期高齢者という超高齢社会を迎えることが見込まれます。一方で、生産年齢人口は減少していくことが見込まれ、地域ごとの中長期的な人口動態や介護ニーズの見込み等を踏まえて介護サービス基盤を整備するとともに、地域包括ケアシステムの深化・推進や介護人材の確保、介護現場の生産性の向上を図るための具体的な取組内容や目標を、優先順位を検討した上で、介護保険事業計画に定めることが重要です。

本市では、令和3年3月に策定した「木更津市高齢者保健福祉計画第8期介護保険事業計画」において、基本理念である「地域でともに支えあい、安心して健やかにいきいきと暮らせるまち」～地域包括ケアシステムの深化・推進～の実現に向け、本市の実情に応じた「自助」・「互助」・「共助」・「公助」を組み合わせ、高齢者本人とその家族、地域住民、サービス提供事業者、市においてそれぞれの立場で継続的に地域社会の構築を目指してきました。このたび計画期間が満了したことから、国の第9期計画の基本指針に基づき、令和6年度から令和8年度までの3年間を計画期間とする「木更津市高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

2 計画の基本的性格及び計画の期間

（1）計画の基本的性格

本計画は「木更津市基本構想・木更津市第3次基本計画」及び「第4期木更津市地域福祉計画」を上位計画とする福祉分野の計画であり、「きさらづ障がい者プラン」、「健康きさらづ21」等本市が策定する他の計画と「木更津市住生活基本計画」等本市が策定する他の関連計画の整合を図って策定しています。

また、千葉県が策定する「千葉県高齢者保健福祉計画」、「千葉県保健医療計画」との連携を図って策定しています。

（2）計画の期間

本計画の期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間です。



3 基本理念

地域でともに支えあい、安心して健やかに いきいきと暮らせる地域共生社会の実現 ～ 地域包括ケアシステムの深化・推進 ～

本計画の基本理念については、これまでの高齢者福祉の取り組みとの連続性、整合性から第8期の計画理念を引き継ぐとともに、地域共生社会の実現に向け「地域でともに支えあい、安心して健やかにいきいきと暮らせる地域共生社会の実現 ～地域包括ケアシステムの深化・推進～」を掲げます。



4 第9期計画（令和6年度～8年度）における重点課題

(1) 健康で心豊かにいきいきと過ごせるように ～健康づくり、介護予防及び自立支援の推進～

健康診査等を行い健康づくりの意識・意欲の向上、健診や人間ドックを受診するよう、必要性の啓発や受診しやすい環境づくりを引き続き進めていくことが必要です。また、高齢者だけではなく、市民全体へ「健康づくり＝介護予防」を広く普及・啓発し、より早期から介護予防の意義を浸透させていく必要があります。

今後も、高齢者が住み慣れた地域社会の中で役割を持っていきいきと生活できるよう、高齢者が長年培ってきた優れた技術や経験、知識等の持てる力を発揮できる活躍の場、社会参加の場の確保と仕組みづくりが必要です。

(2) 住み慣れた地域で安心して暮らせるように

～地域や関係者が連携した総合的な支援～

高齢者やその家族等を取り巻く様々な相談や潜在的なニーズ、地域の課題等に対し、適切に支援を行うことができるよう、各分野の関係機関の連携を強化し、総合的に対応できる仕組みづくりが必要です。また、包括的かつ継続的な在宅医療と介護の連携を推進していく必要があります。さらに、認知症にやさしいまちづくりの推進が必要です。

地域での支えあいを進めるため、日常生活の支援や見守り等、地域の見守り体制の充実や地域や事業所との連携、災害に備えた体制の整備が重要です。

高齢者が在宅で生活を継続できるよう、高齢者の生活を支える重層的なサービス提供体制の構築が必要です。また、高齢者のニーズを踏まえながら、高齢者自身の自立を支えるという視点を踏まえ、サービス提供体制の確保が必要となっています。

介護離職や高齢者虐待への対応として、地域の相互の支え合いや、介護者の不安を解消して介護離職とならないよう効果的なサービス提供、在宅介護に対する支援の充実を図ることが重要です。

自宅での生活が困難になった場合、個々の高齢者の状況やニーズに沿った選択肢を用意するため、多様な住まいを確保することが重要です。さらに、高齢者が介護を受けながら現在の住居より安心して自立した暮らしを送ることのできる有料老人ホームやサービス付きの高齢者向け住宅等の高齢者向け住まいについて、市内での必要量を見極めながら適切に供給される環境を確保する必要があります。

(3) 充実したさまざまな介護サービスが継続して利用できるように

～介護サービスの充実と事業の適正な運営～

働きながら要介護者等を在宅で介護している家族等の就労継続や負担軽減の必要性等を踏まえて、必要となる在宅サービスや施設・居住系サービス等の充実が重要です。また、在宅における中重度の利用者や家族介護者のニーズにも対応し、必要なサービスが適切に提供できる体制の整備が必要です。さらに、施設でのケアを必要とする高齢者が適切に利用できるよう、また、介護離職ゼロへの対応の観点からも、適切なサービス提供体制の整備が必要です。

介護保険制度の趣旨やサービス事業者に関する情報などの普及・啓発や、サービス事業者への支援及び指導を行うなどサービスの質の向上に努める必要があります。

介護保険制度等の周知の徹底やケアプランの点検等を行い、サービス内容と費用の両面から捉えた介護給付費の適正化が重要です。継続して、介護をはじめとした福祉人材の育成・確保の取組をさらに強化していく必要があります。

5 計画の体系

[基本理念]

「地域でともに支えあい、安心して健やかにいきいきと暮らせる地域共生社会の実現」

～ 地域包括ケアシステムの深化・推進 ～

[基本方針1]

健康で心豊かにいきいきと過ごせるように
～ 健康づくり、介護予防及び自立支援の推進 ～

[基本施策1]

健康づくり、重症化予防、介護予防・フレイル対策の推進

[事業方針]

- (1) 健康づくりの推進
- (2) 生活習慣病重症化予防の推進
- (3) 介護予防・フレイル対策の推進

[基本施策2]

地域における自立した日常生活の支援

[事業方針]

- (1) 生きがいづくりの支援
- (2) 社会参加・就労機会の拡充

[基本方針2]

住み慣れた地域で安心して暮らせるように
～ 地域や関係者が連携した総合的な支援 ～

[基本施策1]

総合的な生活支援、医療・介護等の連携の推進

[事業方針]

- (1) 地域包括支援センターの機能強化
- (2) 地域ケア会議の推進
- (3) 在宅医療・介護連携の推進
- (4) 生活支援サービスの推進
- (5) 認知症施策の推進
- (6) 重層的相談支援体制の強化

[基本施策2]

地域支えあい社会の強化

[事業方針]

- (1) 地域共生社会の実現に向けたまちづくり
- (2) 見守りネットワークの充実
- (3) 権利擁護の充実
- (4) 防災・安全対策の強化
- (5) 高齢者虐待防止の推進

[基本施策 3]

安心した在宅生活の支援

[事業方針]

- (1) 在宅福祉サービスの充実
- (2) 家族介護者への支援
- (3) 高齢者の居住安定に向けた取組みの推進

[基本方針 3]

充実したさまざまな介護サービスが継続して利用できるように
～ 介護保険サービスの充実と事業の適正な運営 ～

[基本施策 1]

介護サービスの充実

[事業方針]

- (1) 在宅サービスの充実
- (2) 施設・居住系サービスの充実

[基本施策 2]

介護保険事業の適正な運営、自立支援型ケアマネジメント及び
重度化防止の推進

[事業方針]

- (1) 介護保険給付の適正化（市町村介護給付適正化計画）
- (2) 介護保険情報の充実
- (3) 介護人材確保の支援
- (4) 介護サービスの質の確保・向上

6 基本方針及び施策の展開

基本方針1 健康で心豊かにいきいきと過ごせるように ～健康づくり、介護予防及び自立支援の推進～

高齢者が健康で心豊かにいきいきと過ごすために、健康づくり、生活習慣病の重症化予防、介護予防・フレイル対策の推進をします。

また、地域における自立した日常生活が送れるよう支援します。

1-1 健康づくり、重症化予防、介護予防・フレイル対策の推進

高齢期に健やかで心豊かに生活できる活力ある社会を実現し、長寿を全うできるように、健康格差をもたらす地域・社会的要因にも留意しつつ、生涯にわたる健康づくりを総合的に推進します。

また、自身の健康のことや将来の介護のことについて不安を持つ高齢者が多いことから、生涯を通じて心身ともに健やかに生活できるよう、健康寿命の延伸や生活の質の向上を目指し、介護予防を推進していくとともに、健康を実感できるよう高齢者の活動的な生活をサポートします。

(1) 健康づくりの推進	
健康診査の受診率の向上とその後のフォローアップなど、生活習慣病予防対策、特定健康診査、特定保健指導を推進し、健康づくり施策の充実を図ります。	
実施事業	<ul style="list-style-type: none"> ① ヘルスマネジメント力向上事業（健康推進課） ② 望ましい栄養と健全な食生活の推進（健康推進課） ③ 特定健康診査事業（保険年金課） ④ 後期高齢者健康診査事業（保険年金課） ⑤ 短期人間ドック助成事業（保険年金課） ⑥ がん検診受診率向上対策（健康推進課） ⑦ 歯・口の健康（健康推進課） ⑧ 予防接種の実施（健康推進課） ⑨ スポーツ活動の推進（スポーツ振興課）
(2) 生活習慣病重症化予防の推進	
データヘルス計画に沿った取組等、国民健康保険加入者等の予防・健康づくりの取組を推進していくとともに、糖尿病を始めとする生活習慣病の重症化予防を推進します。	
実施事業	① 生活習慣病予防事業（保険年金課）
(3) 介護予防・フレイル対策の推進	
「介護予防・日常生活支援総合事業」は、市町村が中心となって、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することで、地域で支えあう体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを旨とするものです。	
フレイル等の心身の多様な課題に対応したきめ細やかな保健事業を行うため、運動、口腔、栄養、社会参加等の観点から保健事業と介護予防の一体的実施に向けて取り組みます。	
実施事業	<ul style="list-style-type: none"> ① 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施（健康推進課） ② 介護予防・生活支援サービスの充実（高齢者福祉課） ③ 一般介護予防事業の推進（高齢者福祉課）

1-2 地域における自立した日常生活の支援

高齢社会においては、価値観が多様化する中で、学習活動や社会参加活動を通じて生きがいのある活動的な生活が送れるよう支援します。

(1) 生きがいづくりの支援	
価値観が多様化した現代において、シニアクラブの持続可能な組織体制と運営支援を行うとともに、高齢者の健康増進や生きがいを推進します。	
実施事業	① シニアクラブへの支援（高齢者福祉課） ② 高齢者生きがい対策支援事業（高齢者福祉課） ③ 老人福祉センターの管理・運営（高齢者福祉課）
(2) 社会参加・就労機会の拡充	
高齢者が長年培ってきた知識や経験を活かし、積極的に社会参加することができるよう、木更津市シルバー人材センターの周知活動を行い、高齢者の就業機会の拡充をめざします。	
実施事業	① 木更津市シルバー人材センターへの支援（高齢者福祉課） ② 再就職支援セミナー等の開催（産業振興課） ③ シニア世代を対象とした働き方の啓発セミナー（産業振興課）



基本方針2 住み慣れた地域で安心して暮らせるように ～地域や関係者が連携した総合的な支援～

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるように、総合的な生活支援と医療・介護の連携を強化し、地域包括支援センターの機能向上や在宅医療・介護の連携、生活支援サービスの充実、重層的相談支援体制の強化を図ります。

また、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう推進します。

さらに、地域の支え合いの社会を強化し、権利擁護の向上、高齢者虐待の予防を推進します。

2-1 総合的な生活支援、医療・介護等の連携の推進

高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けられるようニーズに応じたサービスを一体的に提供できる体制づくりや、多職種によるチームケアに取り組み、医療・介護等の連携強化を推進します。

(1) 地域包括支援センターの機能強化（高齢者福祉課）	
<p>高齢者等が住み慣れた地域で生活を続けられるよう、地域包括支援センターを設置・運営し、必要な相談・援助を行い包括的な高齢者等の支援をします。</p> <p>高齢者の身近な相談窓口として地域の総合相談支援機能強化のため、高齢者人口の多い木更津圏域を東西に分割し、市内6箇所目の地域包括支援センターを新たに設置します。</p> <p>また、基幹となるセンター機能を高齢者福祉課内に持つため、三職種（保健師・主任ケアマネジャー・社会福祉士）を配置し、地域包括支援センター間の総合調整や高齢者虐待や困難事例への同行支援など後方支援等を行います。</p> <p>地域ケア会議を開催し、地域包括ケアのネットワークづくりをより一層進めるとともに、介護を必要とする高齢者、認知症高齢者の家族など家族介護者を支え、障がい、児童など属性や世代を問わない包括的な相談支援を担い、関係機関等との連携を図ります。</p>	
(2) 地域ケア会議の推進	
<p>質の高いケアマネジメントを目指し、ケアマネジャーをはじめとした各専門職の力量形成を図るとともに、関係者間のネットワークの構築を強化します。</p>	
実施事業	① 地域ケア会議の推進（高齢者福祉課）
(3) 在宅医療・介護連携の推進	
<p>地域における医療・介護の関係機関が連携して、包括的かつ継続的な在宅医療・介護を提供する体制を推進します。</p>	
実施事業	① 在宅医療・介護連携推進協議会の運営（高齢者福祉課）
(4) 生活支援サービスの推進	
<p>高齢者の更なる増加が見込まれる中で、医療や地域の関係団体・機関による各種ネットワークを結びつけ、地域住民による共助や地域の福祉団体などによる活動と合わせ、高齢者や認知症の方など要援護者への見守り等のネットワークの構築を図ります。</p>	
実施事業	① 生活支援体制整備事業（高齢者福祉課）

(5) 認知症施策の推進	
<p>今後、高齢化の進展とともに認知症の人がさらに増えることが予想される中で、認知症高齢者が、地域で安心して生活を送ることができるよう、認知症の予防及び早期診断・早期対応に向けた体制を強化するとともに、医療や介護、その他の地域資源の連携の強化を図ります。</p> <p>また、令和5年に成立した共生社会の実現を推進するための認知症基本法の施行に向け、国・県が今後策定する認知症施策推進基本計画の内容を踏まえて、認知症施策を推進していきます。</p>	
実施事業	<ul style="list-style-type: none"> ① 認知症に関する普及啓発（高齢者福祉課） ② 認知症の予防（高齢者福祉課） ③ 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援（高齢者福祉課） ④ 認知症バリアフリーの推進（高齢者福祉課）
(6) 重層的相談支援体制の強化	
<p>日本の福祉制度は、「高齢」「障がい」「児童」などの対象者や、「要介護」「虐待」「生活困窮」といったリスクごとで、典型的と考えられる課題を想定して、その解決を目的として制度を発展させてきました。このため、専門的支援が可能になりましたが、社会的孤立・ダブルケア・8050問題など、複雑多様化する課題に対し、それらの課題全体をとらえて関わっていく必要が生じてきました。また、地縁・血縁・社縁といった福祉の基盤の脆弱化、少子高齢化により、地域の担い手が不足してきています。</p> <p>これらの課題の解決のためには、制度・分野ごとの縦割りや、支える側・支えられる側という従来の関係性を超えて、困難や生きづらさが個々人で異なることを前提とした新たなアプローチが必要です。重層的支援体制整備事業は、「つながり続ける」ということを根幹にした取り組みですので、関係機関等とネットワークを構築し、地域づくりや包括的な支援体制の強化を図ります。</p>	
実施事業	① 重層的相談支援体制の強化（福祉相談課）

2-2 地域支えあい社会の強化

人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる地域の実現に向けて、「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えた、すべての人が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合う地域共生社会の実現を目指します。高齢者の生活に必要な様々な福祉サービスや制度、施設・相談窓口などの情報提供を行うことにより、安心した日常生活を送れるよう支援します。

(1) 地域共生社会の実現に向けたまちづくり	
<p>市民の積極的なまちづくりへの参加を勧め、地域における「お互いさま」の関係づくりや高齢者が安心して暮らせる居場所づくりを支援します。</p>	
実施事業	<ul style="list-style-type: none"> ① 協働のまちづくり（市民活動支援課） ② 生活支援整備体制整備事業（高齢者福祉課）
(2) 見守りネットワークの充実	
<p>できる限り住み慣れた環境の中でそれまでと変わらない生活を続けることができるよう、地域力を活かした見守り活動を支援します。</p>	
実施事業	<ul style="list-style-type: none"> ① 高齢者見守りネットワーク事業（高齢者福祉課） ② 地域高齢者見守り事業（高齢者福祉課） ③ 地域高齢者把握事業（高齢者福祉課）
(3) 権利擁護の充実	
<p>関係機関と連携した権利擁護事業の充実、成年後見制度の利用促進や市民に対する制度の啓発を図ることで、高齢者の尊厳が守られ、安心して生活できる地域づくりに取り組みます。</p>	
実施事業	<ul style="list-style-type: none"> ① 市長による後見等開始の審判の申立事務（福祉相談課） ② 成年後見制度の利用に係る経費に対する助成（福祉相談課） ③ 市民後見人の養成（福祉相談課） ④ 地域連携ネットワークの更なる構築、中核機関の機能強化（福祉相談課） ⑤ 成年後見制度の利用促進（福祉相談課）

(4) 防災・安全対策の強化	
緊急・災害時に迅速に対応するため、避難支援が必要な高齢者の把握に努めるとともに、避難施設の確保や地域における支援体制の強化を図ります。災害発生時には厚生労働省の災害時情報共有システムを活用し、迅速な支援体制を構築します。	
実施事業	① 避難行動要支援者登録の推進（危機管理課） ② 高齢者の避難所の確保（危機管理課）
(5) 高齢者虐待防止の推進	
高齢者虐待について、広報紙や人権学習等の機会を通じて啓発を行い、発生予防、早期対応につなげていきます。また、地域での見守り活動の重要性の周知・徹底を図るとともに、関係機関や保護施設との連携を図り、早期発見のためのネットワークを強化します。	
実施事業	① 高齢者虐待の早期発見・相談体制の強化（高齢者福祉課） ② 要保護者の緊急一時保護施設の体制整備（高齢者福祉課） ③ 養護老人ホームへの措置（高齢者福祉課）

2-3 安心した在宅生活の支援

高齢者が在宅で生活できるよう、在宅福祉サービスを強化するとともに、在宅で介護を行う家族の負担を軽減するための支援を充実します。

また、高齢者のニーズに応じた快適な生活を送れるよう、多様な住環境の整備を進めます。

(1) 在宅福祉サービスの充実	
介護が必要な高齢者やひとり暮らし等の高齢者の在宅での生活を支援するため、在宅福祉サービスの充実を図ります。	
実施事業	① 栄養改善や見守りを目的とした配食サービス（高齢者福祉課） ② 高齢者日常生活用具給付貸与事業（高齢者福祉課） ③ 緊急通報装置貸与事業（高齢者福祉課） ④ 紙おむつ給付事業（高齢者福祉課） ⑤ はり、きゅう、マッサージ助成（高齢者福祉課） ⑥ 高齢者タクシー利用助成（高齢者福祉課） ⑦ 移動・交通手段の主要施策の推進
(2) 家族介護者への支援	
在宅で介護している家族（ヤングケアラーを含む）の身体的、精神的、経済的負担を軽減するための支援を充実します。	
実施事業	① 家族介護教室の推進（高齢者福祉課） ② 認知症高齢者見守り事業（高齢者福祉課） ③ 認知症家族交流会の開催（高齢者福祉課） ④ 家族介護者への適切な支援の連携（子育て支援課・福祉相談課・障がい福祉課・高齢者福祉課）
(3) 高齢者の居住安定に向けた取組みの推進	
住宅の確保にあたり支援が必要な人に対して生活を安定させるための住宅セーフティネットを強化します。また、多様な住環境整備を計画的に進め、高齢者が快適な生活を送れるよう取り組みます。	
実施事業	① 民間賃貸住宅等を利用した居住支援（住宅課） ② 多様な住まいの推進（介護保険課）



基本方針3 充実したさまざまな介護サービスが継続して 利用できるように

～介護保険サービスの充実と事業の適正な運営～

在宅サービスと施設・居住系サービスの充実を図るとともに、介護保険事業の効果的な運営や自立支援型ケアマネジメントの推進、重度化の予防に取り組みます。

また、適正な介護保険給付の実現や介護保険情報の充実とともに、介護人材の確保を支援し、介護サービスの質の向上を図ります。

3-1 介護サービスの充実

高齢者の在宅サービスを強化し、住み慣れた地域での生活を支援し、自立支援に向けた介護サービス提供します。

また、特別養護老人ホームの需要の増加に備えて、計画的な施設整備を継続していきます。

(1) 在宅サービスの充実

高齢者が介護を要する状態になっても、できる限り住み慣れた地域で生活できるよう、サービス基盤の整備を推進します。また、利用者自らの選択により、自立支援につながるサービスを継続して利用し、生活を送ることができるよう、介護サービスの円滑な提供を推進します。

また、在宅での24時間365日の介護ができるだけ継続できるよう、定額で利用でき、かつ、柔軟なサービス提供が期待できる定期巡回・随時対応型訪問介護看護、通い・訪問・泊まりのサービスを柔軟に組み合わせることができ、認知症高齢者に効果的と言われている小規模多機能型居宅介護のさらなる普及を図るとともに、医療・介護双方のニーズを有する高齢者の増加を踏まえ、医療・介護を効率的かつ効果的に提供する看護小規模多機能型居宅介護を整備します。

実施事業	① 在宅サービスの充実（介護保険課）
------	--------------------

(2) 施設・居住系サービスの充実

特別養護老人ホームの入所待機者が増加し、特別養護老人ホームの需要が高まっており、令和7年（2025年）にはさらなる需要が見込まれているため、第9期計画では施設整備を継続し、高齢化率が高い地域に地域密着型特別養護老人ホームを計画し、認知症高齢者グループホームでは低所得者向けに家賃助成を実施します。

実施事業	① 介護保険施設の充実（介護保険課）
	② 認知症高齢者グループホーム家賃助成事業（介護保険課）

3-2 介護保険事業の適正な運営、自立支援型 ケアマネジメント及び重度化防止の推進

高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を送り、適切なサービスを利用することができ、かつ、質の高いサービスを安定して受けられるよう、介護給付費の適正化を図ります。外国人人材も視野に入れた質の高い介護人材を確保・育成するとともに、介護サービスの質の確保・向上のための取り組みを推進します。

(1) 介護保険給付の適正化（市町村介護給付適正化計画）	
高齢者等が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、介護給付を必要とする受給者を正確に認定し、必要な給付を適切に提供するなど介護給付費の適正化を図ります。	
実施事業	① 介護給付費適正化事業（介護保険課）
(2) 介護保険情報の充実	
要介護状態となっても安心して暮らしていけるよう、利用者が介護保険制度やサービス内容について十分理解し、適切なサービスを利用することができるよう広報紙やホームページなどを利用した情報提供や地域包括支援センター、ケアマネジャー等との連携を図り、引き続き介護保険制度やサービス内容について周知に努めます。 また、利用者のニーズに合わせ、介護サービスのより分かりやすい情報提供に努めます。	
実施事業	① 介護保険制度の趣旨の普及・啓発（介護保険課）
(3) 介護人材確保の支援	
質の高い介護サービスを安定して提供するためには、専門的人材の確保と資質の向上が必要不可欠です。千葉県や各関係団体等と協力しながら外国人人材も視野に入れ、介護人材を確保・育成するための取組みを推進します。	
実施事業	① 介護人材の確保・育成（介護保険課） ② 介護職員初任者研修費用助成事業（介護保険課） ③ 介護職種外国人技能実習生日本語学習支援事業（介護保険課）
(4) 介護サービスの質の確保・向上	
介護サービスの質の確保・向上のため、介護サービス事業者、生活支援サービスを担う事業者や各関係団体等への適切な支援と指導・監督、介護相談員の派遣等を進めます。	
実施事業	① 地域密着型サービス事業者等への指導等（介護保険課） ② 木更津市ケアマネジメント研究会との連携（介護保険課） ③ 介護相談員派遣等事業（介護保険課）

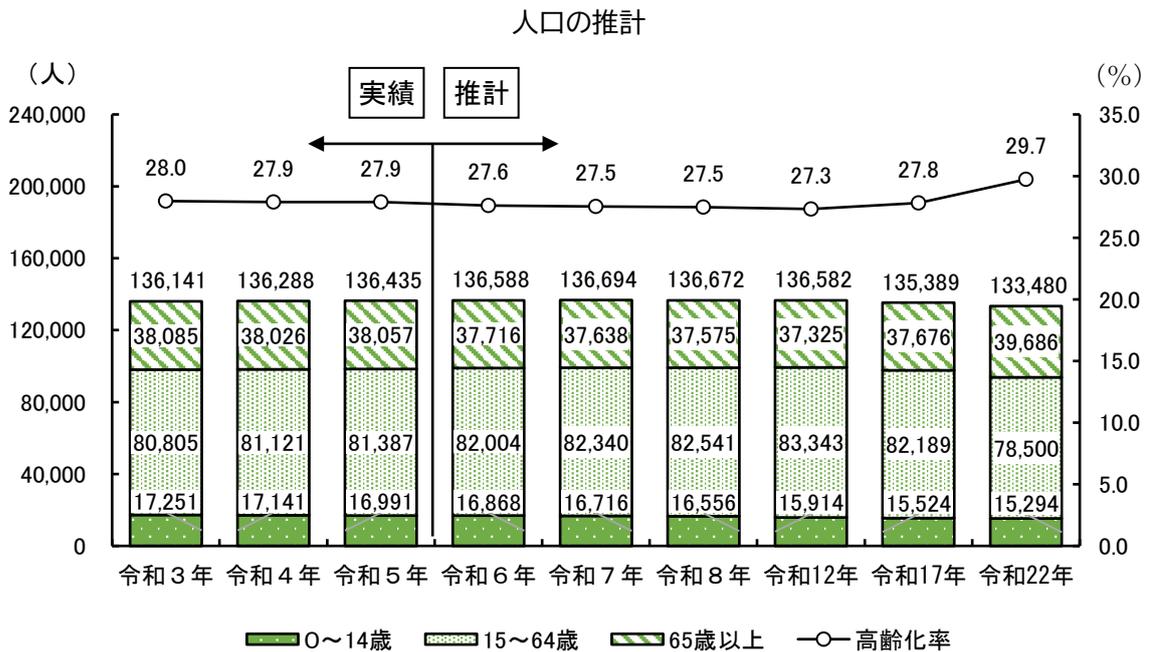


7 将来推計人口

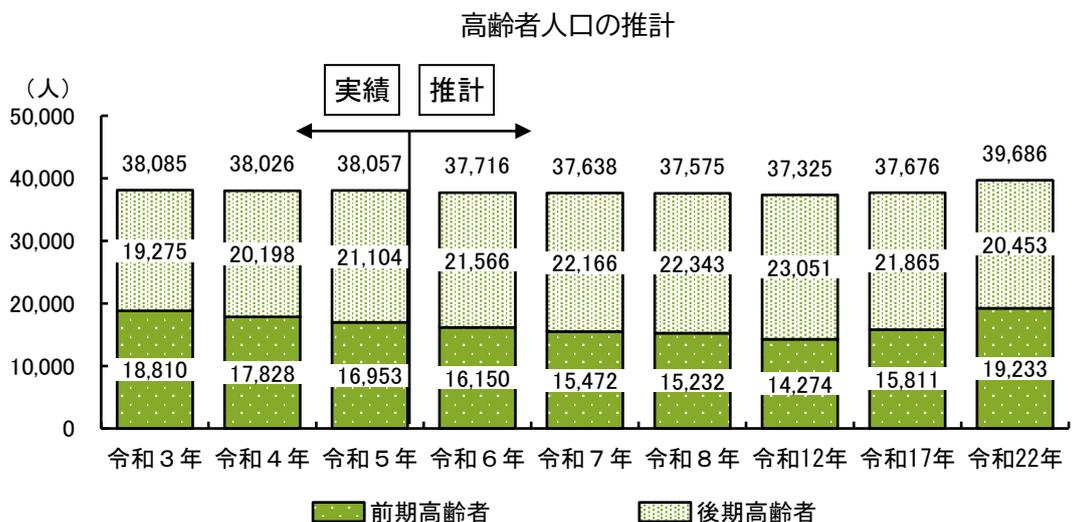
推計人口によると、総人口は令和7年をピークに緩やかに減少し、令和8年には136,672人になると推計されています。令和22年（2040年）の総人口は、133,480人まで減少する見込みです。

令和22年（2040年）の推計人口を年齢区分別にみると、0～14歳以下が15,294人、15歳以上64歳以下が78,500人、65歳以上が39,686人になると見込まれています。

総人口に占める高齢者の割合（高齢化率）は、直近では概ね横ばいとなり、令和22年（2040年）には29.7%に増加すると見込まれています。



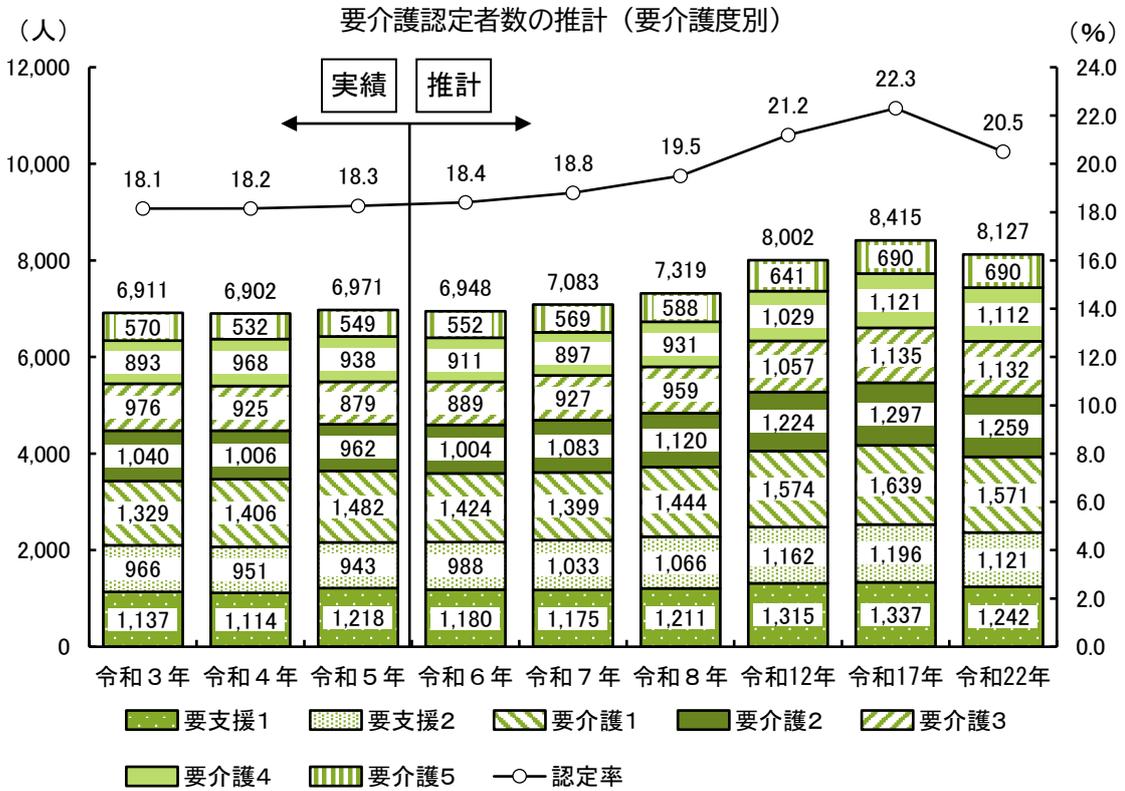
資料：令和5年までは住民基本台帳（9月30日現在）、令和6年以降は第3次基本計画推計値



資料：令和5年までは住民基本台帳（9月30日現在）、令和6年以降は第3次基本計画推計値

8 要介護者等の推計数（1号被保険者）

令和5年までは要介護認定者数、認定率ともに横ばいとなる見込みですが、令和6年以降は増加傾向となり、令和17年ごろピークを迎え、令和22年（2040年）には要介護認定者数が8,572人、認定率が21.4%となる見込みです。



資料：庁内資料（9月30日現在）、令和5年以降は介護保険課推計値

<参考推計> 認知症者の推計数

認知症者数の推計数（単位：人）

認知症自立度	実績	推計				
	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和12年	令和22年
Ⅱ以上	2,998	3,045	3,113	3,192	3,481	3,558
Ⅱのうち、Ⅲ以上	1,044	1,203	1,230	1,261	1,375	1,406

※令和6年以降は介護保険課の65歳以上人口推計に基づく推計値（10月1日現在）

※認知症自立度の説明は、資料編「1. 認知症自立度について」を参照

居宅サービスの目標水準（令和8年度）

	訪問介護	訪問入浴	訪問看護	訪問リハ	通所介護	通所リハ	短期入所	福祉用具
要支援1	—	0.0%	1.0%	0.0%	—	1.3%	0.0%	20.7%
要支援2	—	0.2%	3.2%	0.2%	—	4.2%	0.6%	38.7%
要介護1	25.1%	0.7%	7.0%	0.3%	32.0%	5.6%	3.0%	37.7%
要介護2	27.8%	1.6%	7.5%	0.2%	32.0%	8.1%	8.5%	62.6%
要介護3	27.0%	3.1%	11.0%	0.5%	27.0%	10.0%	18.8%	67.8%
要介護4	32.0%	7.5%	15.0%	0.5%	20.0%	7.5%	15.9%	69.2%
要介護5	35.5%	18.5%	16.0%	1.2%	9.5%	3.8%	14.2%	57.4%

※標準的居宅サービス利用者数に対する各サービスの利用者の割合

9 介護保険対象サービスの量の見込み

(1) 居宅サービス、介護予防サービスの事業量の見込み

居宅サービス、介護予防サービスの事業量の見込み

サービスの種類等	単位		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	①訪問介護	利用人数	人/月	1,092	1,132
	供給量	回/月	30,680.4	31,859.7	33,070.0
②訪問入浴介護、 介護予防訪問入浴介護	利用人数	人/月	151	160	167
	供給量	回/月	812.7	857.7	896.4
③訪問看護、 介護予防訪問看護	利用人数	人/月	426	441	455
	供給量	回/月	4,736.7	4,906.1	5,074.4
④訪問リハビリテーション、 介護予防訪問リハビリテーション	利用人数	人/月	18	19	20
	供給量	回/月	264.7	277.4	304.3
⑤居宅療養管理指導、 介護予防居宅療養管理指導	利用人数	人/月	956	993	1029
⑥通所介護	利用人数	人/月	1,096	1,125	1,161
	供給量	回/月	10,402.0	10,679.9	11,027.1
⑦通所リハビリテーション、 介護予防通所リハビリテーション	利用人数	人/月	331	342	354
	供給量	回/月	2,382.1	2,469.0	2,555.3
⑧短期入所生活介護、 介護予防短期入所生活介護	利用人数	人/月	386	404	420
	供給量	日/月	6,326.7	6,647.8	6,930.1
⑨短期入所療養介護、 介護予防短期入所療養介護	利用人数	人/月	10	10	10
	供給量	日/月	86.7	86.7	86.7
⑩福祉用具貸与、 介護予防福祉用具貸与	利用人数	人/月	2,801	2,863	2,959
⑪特定福祉用具販売、 特定介護予防福祉用具販売	利用人数	件/月	49	48	49
⑫住宅改修、介護予防住宅改修	利用人数	件/月	46	46	48
⑬居宅介護支援、介護予防支援	利用人数	人/月	3,826	3,933	4,054
⑭定期巡回・随時対応型訪問介護看護	利用人数	人/月	48	48	50
⑮夜間対応型訪問介護	利用人数	人/月	0	0	0
⑯地域密着型通所介護	利用人数	人/月	532	549	566
	供給量	回/月	5,808.7	6,006.0	6,200.4
⑰認知症対応型通所介護、 介護予防認知症対応型通所介護	利用人数	人/月	52	52	53
	供給量	回/月	435.9	435.9	444.3
⑱小規模多機能型居宅介護、 介護予防小規模多機能型居宅介護	利用人数	人/月	90	94	96
⑲看護小規模多機能型居宅介護	利用人数	人/月	27	29	58

※介護予防通所リハビリテーションは、月当たり包括報酬のため時間数や回数を設定できないことから、上表の供給量は通所リハビリテーションのみのものです。

(2) 施設・居住系サービスの事業量の見込み

施設・居住系サービスの事業量の見込み

サービスの種類等	単位		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	利用人数	人/月			
①介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	利用人数	人/月	560	560	560
②介護老人保健施設(老人保健施設)	利用人数	人/月	290	289	290
③介護療養型医療施設	利用人数	人/月			
④介護医療院	利用人数	人/月	5	5	5
⑤地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護	利用人数	人/月	160	160	160
⑥特定施設入居者生活介護、 介護予防特定施設入居者生活介護	利用人数	人/月	163	166	173
⑦地域密着型特定施設入居者生活介護	利用人数	人/月	0	0	0
⑧認知症対応型共同生活介護、 介護予防認知症対応型共同生活介護	利用人数	人/月	98	98	98

10 介護給付費等対象サービスの事業費の見込み

介護保険事業費(給付額)の構成比見込み(単位:千円)

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護給付等保険給付費	9,898,186	10,123,446	10,459,642
その他費用	607,320	629,467	647,021
標準給付費見込額	10,505,506	10,752,913	11,106,663
地域支援事業費	736,697	743,075	755,659
介護予防・日常生活支援総合事業費	411,316	417,694	428,778
包括的支援事業・任意事業費	291,667	291,667	291,667
包括的支援事業・社会保障充実分	33,714	33,714	35,214

※その他費用とは、特定入所者介護サービス費、高額介護サービス費、高額医療合算介護サービス費、審査支払手数料の合算値です。

※千円未満を四捨五入しているため、合計と内訳が一致しない場合があります。

※地域支援事業費には重層的支援体制整備事業で実施している事業を含めます。

11 介護保険料の見込み

第1号被保険者の保険料算出により、第9期計画の保険料基準月額は、5,795円となります。なお、介護給付費準備基金取崩額がない場合は、保険料基準月額は、6,386円であり、介護給付費準備基金の取崩しによって、月額591円の軽減となります。

この結果、保険料基準月額は第8期計画の5,580円に対して、215円、3.9%の増加となります。

参考までに第9期計画と同様の考え方を基にして推計すると、令和22(2040)年度が含まれる第14期計画は8,613円と見込んでいます。

第1号被保険者の保険料(基準月額)

第7期 (平成30~令和2年度)	第8期 (令和3~5年度)	第9期 (令和6~8年度)	<参考推計>第14期 (令和21~23年度)
5,450円	5,580円	5,795円	8,613円

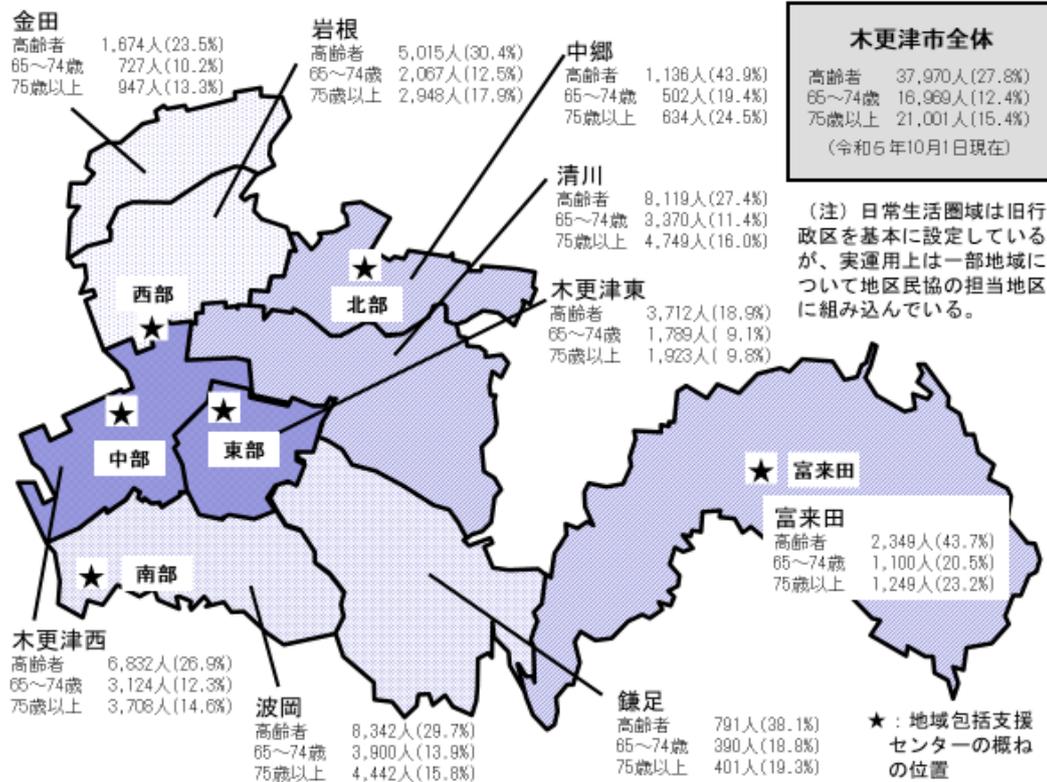
第1号被保険者の所得段階別の保険料（第9期）

段階	対象者	保険料率	保険料年額
第1段階	生活保護を受けている人世帯全員が市町村民税非課税で高齢福祉年金を受けている人、世帯全員が市町村民税非課税で前年の課税年金収入額と合計所得金額を合わせて80万円以下の人	【軽減前】 基準額×0.444 【軽減後】 基準額×0.274※	【軽減前】 30,800円 【軽減後】 19,000円
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額を合わせて80万円を超え120万円以下の人	【軽減前】 基準額×0.674 【軽減後】 基準額×0.474※	【軽減前】 46,800円 【軽減後】 32,900円
第3段階	世帯全員が市町村民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額を合わせて120万円を超える人	【軽減前】 基準額×0.69 【軽減後】 基準額×0.685※	【軽減前】 47,900円 【軽減後】 47,600円
第4段階	市町村民税課税者がいる世帯で、本人が市町村民税非課税及び前年の課税年金収入額と合計所得金額を合わせて80万円以下の人	基準額 ×0.90	62,500円
第5段階	市町村民税課税者がいる世帯で、本人が市町村民税非課税及び前年の課税年金収入額と合計所得金額を合わせて80万円を超える人	基準額 ×1.00	69,500円
第6段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が80万円未満の人	基準額 ×1.15	79,900円
第7段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が80万円以上125万円未満の人	基準額 ×1.17	81,300円
第8段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が125万円以上200万円未満の人	基準額 ×1.27	88,300円
第9段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の人	基準額 ×1.49	103,600円
第10段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が300万円以上400万円未満の人	基準額 ×1.71	118,900円
第11段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上500万円未満の人	基準額 ×2.04	141,800円
第12段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が500万円以上600万円未満の人	基準額 ×2.16	150,200円
第13段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が600万円以上900万円未満の人	基準額 ×2.30	159,900円
第14段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が900万円以上の人	基準額 ×2.40	166,800円

※保険料は基準月額を12倍して年額を求め、それぞれの保険料率を乗じて段階ごとの年額を算出する（100円未満を切り捨て）。所得段階別割合は、令和4年分の所得分布に基づく。

※低所得者（市町村民税非課税世帯）の介護保険料軽減強化として、全額公費による軽減が行われる。

日常生活圏域の区域図



日常生活圏域と対応する町名

地域包括支援センター／運営主体	所在地／電話番号	担当圏域	対応する町名
中部地域包括支援センター ／(福) 慈心会 (木更津南清苑)	中央 1-5-18 ／Tel 97-7818	木更津西	新田、富士見、中央、新宿、吾妻、朝日、木更津、東中央、大和、文京、貝淵、潮見、幸町、桜町、桜井、桜井新町、中の島、潮浜、木材港、新港、築地、内港、長須賀、中里一丁目、中里の一部
東部地域包括支援センター ／(福) 邦進会 (かもめの森)	請西 682-1 ／Tel 97-6536	木更津東	請西、真舟、請西東、請西南、千束台
西部地域包括支援センター ／(福) 長須賀保育園 (グリーンパレス)	長須賀 1305-2 ／Tel 22-3422	岩根	岩根、高砂、本郷、高柳、若葉町、万石、久津間、江川、坂戸市場、中里二丁目、中里の一部、西岩根
		金田	中島、瓜倉、畔戸、牛込、中野、北浜町、金田東
南部地域包括支援センター ／(福) 千葉育美会 (波岡の家)	畑沢南 3-16-76 ／Tel 37-4811	波岡	畑沢、畑沢南、港南台、小浜、大久保、上烏田、八幡台、中烏田、下烏田、羽鳥野
		鎌足	矢那、草敷、かずさ鎌足
北部地域包括支援センター ／(福) かずさ萬燈会 (中郷記念館)	井尻 951 ／Tel 97-2561	中郷	上望陀、下望陀、有吉、大寺、十日市場、井尻、曾根、牛袋野、牛袋
		清川	東太田、太田、永井作、清見台、清見台東、清見台南、祇園、菅生、清川、椿、笹子、日の出町、犬成、中尾、伊豆島、ほたる野
富来田地域包括支援センター ／(株) GFS (馬來田の太陽)	真里谷 883-1 ／Tel 53-8031	富来田	大稲、真里、下内橋、戸国、茅野、茅野七曲、山本七曲、真里谷、田川、佐野、下郡、根岸、上根岸、下宮田

※所在地はすべて木更津市、連絡先電話番号の市外局番はすべて 0438 です。

地域包括支援センターは、地域で暮らす高齢のみなさんを、介護、福祉、健康、医療などさまざまな面から総合的に支えるために設置しました。みなさんがいつまでも健やかに住み慣れた地域で生活していけるよう、本当に困ってしまう前に積極的にご利用ください。